

北名古屋市国際交流協会ボランティア登録について

1 登録区分と内容

(1) 通訳・翻訳

協会、団体等が実施する行事などにおいて、通訳案内又は外国語文書の翻訳及び日本語文書の翻訳に関して協力していただける方。

(2) イベントボランティア

協会、団体等が実施する行事において、その運営・実施に関して協力していただける方。

(3) 日本語教室ボランティア

協会が実施する日本語教室において、その運営・実施に関して協力していただける方。

(4) 外国人生活相談員ボランティア

協会が実施する地域で暮らす外国人の生活相談に協力していただける方

(5) 運営企画会議ボランティア

協会の運営や事業の企画、運営、実施に協力いただける方

2 登録資格

(1) 通訳・翻訳

外国語について日常会話、又は日常文の翻訳が支障無くできる方。

(2) イベントボランティア

登録申し込み時において満15歳以上であり、国際交流・国際協力に関するイベント等の企画・運営に興味や熱意のある方。

(3) 日本語教室ボランティア

外国人の方に熱意をもって日本語や日本の文化等を教えてください。

(4) 外国人生活相談員ボランティア

外国人に熱意をもって生活相談ができる方

(5) 運営企画会議ボランティア

登録申し込み時に、満15歳以上で、協会の運営や事業に興味や熱意のある方

3 登録期間と登録の更新

原則として、2年毎に本人の希望により登録を更新することができます。

4 登録内容の変更

登録期間において、登録内容に変更が生じた場合、登録者は速やかに協会に変更の連絡をお願いします。

5 登録の取り消し

協会は、登録者が次のいずれかに該当すると認められた場合は、登録を取り消します。

- (1) 登録者から辞退の申し入れがあったとき。
- (2) 登録者が死亡・転出等により登録者としての活動が不可能になったとき。
- (3) その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき。

6 ボランティア保険加入について

- (1) 登録者が、ボランティア活動中の万一の事故に備えて、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入します。なお、保険料は当協会が負担します。
- (2) この保険は、ボランティアがボランティア活動中の事故によりけがをした場合や、活動中の偶発的な事故により他人にけがをさせたり、物を壊してしまったことにより法律上の賠償責任が発生した場合にのみ適用される保険です。
- (3) ボランティア活動中に事故・けが等ありましたら速やかに当協会事務局までご連絡ください。

7 その他

- (1) ボランティア活動とは、登録者の方の善意と自由意思に基づく無報酬の活動です。ただし、原則としてボランティア活動にかかる交通費等の活動実費は、活動依頼者等が負担します。
- (2) 活動依頼については、当協会から連絡します。
- (3) 活動に際しては、その内容をよく確認してからお引き受けください。ボランティアといえども、活動に関しては、主催者の一員として同じ責任を担います。当協会でも依頼の段階で内容を確認しますが、ご自身でもご判断いただきますようお願いいたします。
- (4) 仕事を忘れて自分が楽しんでしまうことや、自分の利益のためにその活動を利用することはやめてください。また、活動に際しては、自分勝手に行動せず、主催担当者の指示に従ってください。
- (5) 遅刻・直前のキャンセルはやめてください。やむを得ない場合には必ず連絡をしてください。
- (6) 活動に際しては、参加者のプライバシーに関わる話題などが出る場合があります。そうした活動の中で得た情報を外部に話すことはやめてください。
- (7) 登録を辞退される場合には、速やかに当協会事務局までご連絡ください。

8 その他、ご不明な点等ありましたら、当協会事務局までご連絡ください。

【連絡先】

北名古屋市国際交流協会（北名古屋市役所西庁舎内）

〒481-8531

北名古屋市西之保清水田15番地

電話 0568-22-1111（内線2400）

FAX 0568-25-1800